

## <基本コンセプト及び実施方針>

### <基本コンセプト>

- ① 人と地域をつなぐ
- ② 町の「今」を、町全体で共有する
- ③ 地域で頑張っている人を応援する

### <実施方針>

01. 広報発行は、1 か月に 1 回、第 2 水曜日に発行とする。(祝日の場合は直後の平日)
02. 広報紙のボリュームの目安は、A4 版で 28 ページ程度とする。  
(ボリュームの目安であり、版やページ構成を制限するものではありません)
03. 刷色は、DTP オフセットフルカラーまたは 2 色(基本:スミ+色)印刷とする。
04. 広報紙に使用する用紙及び厚さは、基本コンセプトを踏まえて適したものと  
する。
05. 発行部数は 1 号当たり 12,900 部とする。(住民異動により増減あり)
- 06.1 年間に 3 回、町民からの声を町長に届けるための「町長の手紙」を広報紙に  
折り込むものとする。  
(町長の手紙の見本については<別紙3 町長への手紙見本>を参照のこと、  
見本はイメージであり、ページ構成を制限するものではありません)
07. 広報紙面内に<別紙4 紫波町広告掲載要領>に基づく広告枠を設けるもの  
とする。なお、広告主への広告枠の販売、及び広告料の代理収納業務は、本業  
務に含めるものとする。
08. 広報紙の納品期限は、毎月第2火曜日正午までとする。(祝日の場合は直後の  
平日正午までとする)
09. 広報紙発行後、全ページの PDF ファイル化、電子ブックへの対応及び web コ  
ンテンツの更新対応が可能であること。
10. 広報紙発行・編集業務において、視覚障害者等に配慮しユニバーサルフォント、  
ユニバーサルデザインを心掛けることが望ましい。
11. 広報編集業務について、企画、取材、編集、印刷製本までを一貫した理念の下  
で進めるため、専属のライターを確保することが望ましい。
12. 広報編集業務において、取材の際に必要な応じ専門のカメラマン派遣が可能  
であることが望ましい。